

北海道院内臓器移植連絡調整者委嘱要領

第1 目的

北海道院内臓器移植連絡調整者設置要綱（以下「要綱」という）による北海道院内臓器移植連絡調整者（以下「院内移植コーディネーター」という）の委嘱を適切に行うため、必要な事項を定める。

第2 推せん

医療機関の長は、要綱第2条に基づき院内移植コーディネーターの委嘱を受けようとするときは、別記様式第1号により知事に推せんするものとする。

第3 委嘱

知事は第2の推薦があったときは、審査の上、その結果を医療機関の長に通知するとともに、委嘱された院内移植コーディネーターに、委嘱書（別記様式第2号）を交付する。

第4 研修

要綱第3条において別に定める研修とは次のとおりとする。

- 1 公益財団法人北海道移植医療推進財団が実施する研修であること
 - (1) 5類型施設の院内移植コーディネーターに対する研修
 - (2) 非5類型施設の院内移植コーディネーターに対する研修
- 2 研修内容は、次に掲げる事項を含むこと
 - (1) 5類型施設の院内移植コーディネーターに対する研修
 - ア 臓器の移植に関する法律について
 - イ 脳死と心臓死について
 - ウ 脳死下及び心停止後の臓器（組織）提供の流れについて
 - エ 臓器移植コーディネーターの役割について
 - オ 院内移植コーディネーターの役割について
 - (2) 非5類型施設の院内移植コーディネーターに対する研修
 - ア 臓器の移植に関する法律について
 - イ 脳死と心臓死について
 - ウ 心停止後の臓器（組織）提供の流れについて
 - エ 臓器移植コーディネーターの役割について
 - オ 院内移植コーディネーターの役割について
- 3 研修受講後は、次に掲げる事項を実施すること

- (1) 院内移植コーディネーターが実施する医療従事者等を対象とした施設講習会の開催に係る意思の報告（公益財団法人北海道移植医療推進財団において取りまとめる）
- (2) 公益財団法人北海道移植医療推進財団が実施する進捗報告会（各医療機関における提供事例や院内整備の進捗等の報告会）への出席

4 委嘱を継続する者に対する研修

委嘱を受けている者が委嘱を継続しようとする場合には、委嘱期間中に1の研修を受講しなければならないこと

第5 報告

要綱第6条に規定する報告は別記様式第3号により行う。

附 則 この要領は、平成16年1月27日から施行する。

附 則 この要領は、平成19年3月7日から施行する。（様式の一部改正）

附 則 この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和5年6月5日から施行する。